

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年6月5日 17時00分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町七日島南方沖 五ヶ所浦灯台から真方位130° 1.2海里付近 (概位 北緯34°20.0′ 東経136°43.1′)
事故の概要	漁船 ^{むらあさ} 村浅丸は、南南西進中、錨泊中のプレジャーボート ^{めいけん} 名建号に衝突した。
事故調査の経過	令和元年6月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 村浅丸、2.6トン ME3-61276（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 名建号、5トン未満（長さ2.91m） 240-59887愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：19時04分
事故の経過	A船は、船長Aが、1人で乗り組み、操舵室の椅子に腰を掛けて操縦し、南南西進中、船首部がB船の右舷船尾部に衝突した。 船長Aは、前路で錨泊中のB船に衝突するまで気付いておらず、海水が付着した操舵室前面の窓ガラスが汚れ、日光が当たって白く光り、操舵室から前方が見えにくい状態であったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南方に向けて錨泊中、船長Bが、船体中央部の座板に船首を向いた姿勢で腰を掛け、時々周囲を見ながら釣りを行っていたところ、船尾方至近に接近したA船を認め、大声を上げるとともに手を振ったものの、A船がB船に衝突した。
分析	A船は、船長Aが、操舵室前面の窓ガラスの汚れにより前方が見えにくい状態で航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、船尾方至近に接近したA船を認めた後、大声を上げるとともに手を振ったものの、A船が衝突したものと

	考えられる。
原因	本事故は、A船が、南南西進中、船長Aが、操舵室前面の窓ガラスの汚れにより前方が見えにくい状態で航行を続けたため、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・船舶操縦者は、操舵室窓ガラスの汚れを落とし、航行中、見張りの支障とならない状態としておくこと。